

# 性的マイノリティに関する制度づくりを主題とした 中学生向け授業の開発

郡司 日奈乃

千葉大学教育学部学生

近年、性的マイノリティや LGBT といった総称が知られるようになってきた。その一方で日本の性的マイノリティに対する制度不足が如実になってきている。これを解消すべく、いくつかの自治体がパートナーシップ制度の導入・検討を行う他、ガイドライン等が発表されている。内容には子どもへの配慮に関する項目もあり、学校現場には適切な対応が求められている。そうした中、性的マイノリティに関する授業の先行事例では、男女の「違い」や「らしさ」など性の多様性に触れ、知識の獲得を狙ったものが多く、パートナーシップ制度などの社会における実践的な機能について触れている先行事例はない。本実践では、性的マイノリティを題材とする授業において聞き馴染みのない単語や政治制度を扱うため、GBS 理論を導入することで没入感を持って学習できるよう工夫を行い、当事者に対する配慮の欠如をカバーできる新制度を提案する授業の検討・開発・実践を行い、アンケート結果よりこの方法の有効性や課題を明らかにした。

キーワード：性的マイノリティ、LGBT、パートナーシップ制度、GBS 理論、授業実践

## 1. 問題の所在

### 1.1. 性的マイノリティとは

性的マイノリティとは、生物学的な性と性自認が一致しない人や性的指向が同性や両性に向いている人、すなわち社会的に少数派となる人々の総称である。

日本の社会において身体の性を基準とし、男性・女性に区分する場面が様々あるが、性は多様であると考えられている。三成 (2017) によると、多様な性を考える上で一般的に使われるべき要素は、生物学的な性 (身体の性)、性自認 (心の性)、性的指向<sup>1</sup>、が挙げられている。

これら 3 つの要素以外にも性表現<sup>2</sup>を要素として考える場合もあり、この多岐にわたる組み合わせのことをセクシュアリティと呼び、それぞれの名称をラベルと呼ぶ。

また、性的マイノリティとよく似ている言葉に LGBT もしくは LGBTQ がある。これは、レズビアン (Lesbian)・ゲイ (Gay)・バイセクシュアル (Bisexual)・トランスジェンダー (Transgender) 及びクィア (Queer) あるいはクエスチョニング (Questioning) の頭文字をとったものである。あくまでもこれらは、数あるセクシュアリティの中からいくつかを組み合わせた呼称であり、すべてのセクシュアリティを含むことはできていない。LGBTQ 以外にもアセク

シュアル (無性愛者) やパンセクシュアル (あらゆる性別の方を好きになる)、X ジェンダー (女性・男性のいずれでもないという立場をとる) など、すべてのセクシュアリティを含めて、性的マイノリティという呼称に統一する。

また、LGBT 総合研究所が 2019 年に 34 万人以上に対して行ったアンケート<sup>3</sup>で、日本人の約 10% が LGBT を含む性的マイノリティであることが明らかになっている<sup>4</sup>。

### 1.2. 社会における性的マイノリティへの対応不足

日本では 2020 年夏に開催予定の東京オリンピック・パラリンピックにあたり、性的マイノリティへの対応が注目されている。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会持続可能性に配慮した調達コード基本原則」においては、性別・性的指向による差別やハラスメントが排除されることを求める<sup>5</sup>と明記されている。また前田 (2018) によると、「新たに出された解説にはアウティング※防止などを念頭に置いたと思われる「プライバシー保護、情報管理に関する規定やマニュアルの整備」など、具体的かつ詳細な施策が打ち出されている」<sup>6</sup>とされており、開催国に対して細やかな配慮が求められている。

各自治体単位では、具体的にどのような対応がなされているのだろうか。まず、開催地域・自治体を中心に進められているものの 1 つとして、「パートナーシップ制

Hinano GUNJI : Development of a Teaching Program for Junior High School Students on the Theme of Creating a System about Sexual Minorities  
Student, Faculty of Education, Chiba University

度<sup>7</sup>」に注目して見てみよう。

パートナーシップ制度とは、地方自治体が戸籍上同性であるカップルに対して、2人のパートナーシップが婚姻と同等であると承認し、自治体独自の証明書を発行する制度<sup>8</sup>である。自治体によって名称も多少異なり、同性のパートナーシップのみを認めるものもあれば、申請者自身が性的マイノリティであると自認している場合に限りパートナーシップを認める自治体、事実婚をも含むことで全てのセクシュアリティに対してパートナーシップを証明する自治体などもある。この証明書を提示することによって、自治体が管理する住居での同居が可能になり、病院での面会が許される他、民間企業が認めた場合に限り、住宅ローンや保険金の受取が可能になるなど、社会的サービスに関するメリットがある。しかし、パートナーシップ制度には法的拘束力がないため、婚姻関係を結ぶ男女と同等の扱いを受けられる場面はごく僅かであることが今後の課題である。OUT JAPAN Co., Ltd. (2020)によると、2020年3月3日時点でパートナーシップ制度に類する制度を導入済みの自治体は34、導入予定の自治体は21、検討中の自治体は12あり<sup>9</sup>、2015年11月5日に東京都渋谷区・世田谷区でこの制度が初めて同時施行された当時と比べると、オリンピック・パラリンピック開催の影響もあり、この数年で広く全国に普及したことがうかがえる。しかし、都道府県数と全国市区町村数は2020年3月19日時点で合わせて1,771であることを踏まえると、全体の約4%の自治体がパートナーシップ制度の導入および検討を行っているのみであり、制度の充実という面において不十分であることがわかる。

また、いくつかの自治体では、性的マイノリティに関するガイドラインを公表している。千葉県千葉市は、「LGBTを知りサポートするためのガイドライン」<sup>10</sup>において、市民等への対応・職場における対応・子どもへの配慮に係る対応という3項目を掲げている。しかし、「ガイドライン」という用語は、法律上明確に位置づけられているものではない。法令そのものではないものの、一般的にはガイドライン作成者が示す内容(基準や解釈や事例等)に準じた対応を行うことを、相手方に求めるために策定される文書とされるケースが多い<sup>11</sup>。

以上のことから、日本全体が性的マイノリティに関する社会的な課題に対処することができておらず、一部の地方自治体が法的拘束力のないパートナーシップの証明を行うほか、法律上明確に位置づけられていないガイドラインを出すのみで、決定的な法整備に取り組み切れていない。このパートナーシップ制度やガイドラインが制定されている自治体であっても、それに則ってサービスを行うかどうかは各民間企業に任されている部分であり、自治体は差別的取り扱いをせずパートナーを家族

同様に扱うよう促すまでのことしかできていないため、男女間の婚姻制度と同様の扱いには未だ程遠いことがわかる。このことから、性的マイノリティ当事者が現行のパートナーシップ制度を得た後でも、社会での生活においては依然として窮屈な思いをしていることは明らかである。

このような問題に対して、国民はどのように考えているのだろうか。電通ダイバーシティ・ラボが2018年に6千人以上に対して行った調査<sup>12</sup>において、国や行政による法制度づくりに関する質問とその回答がまとめられている。「同性婚」について全体の78.4%が賛成している。ストレート層(異性愛者であり、生まれた時に割り当てられた性と性自認が一致する人)に限って言えば、男性(69.2%)よりも女性(87.9%)の方が賛成の割合が高く、若年層ほど高い傾向にある。また東京都のLGBT差別を禁止する条例<sup>13</sup>については82.7%の人が賛成しており、さらに72.1%の人は日本全国で「LGBTの差別をなくすため、日本は、もっと法整備をすべき」と考えている<sup>14</sup>。

以上のことから、国民が性的マイノリティに関する法整備を望んでいる中で東京2020オリンピック・パラリンピック開催国という大きな契機があるにも関わらず、行政および自治体が法整備に対してうまく動いていないことは重大な課題であると考えられる。

### 1.3. 学校における性的マイノリティ当事者

先述したガイドラインの項目の1つである「子どもへの配慮に係る対応」として、学校でも性的マイノリティ当事者への対応が早急に求められている。まずは、学校現場の現状を確認していきたい。

学校生活を送る中で、当事者である児童・生徒は様々な困難に直面している。2013年に行われたLGBTの学校生活に関する実態調査<sup>15</sup>では、「いじめや暴力を受けた経験について尋ねたところ、全回答者の68%は「身体的暴力」「言葉による暴力」「性的な暴力」「無視・仲間はずれ」のいずれかを経験していた」<sup>16</sup>ことがわかっている。

このことから、多くの当事者が学生時代にいじめを受けていることがわかる。これは大多数の児童生徒が各々のセクシュアリティを考慮することなく、生物学的な性のみで性別を区別してしまっていることが原因であり、メディアの影響等により性的マイノリティ当事者はいじっても良い存在なのだと思われていることが原因であると考えられる。

### 1.4. 学校における性的マイノリティへの支援

1.3.に続いて、学校現場の現状を踏まえつつ、どのような政策が行われているのだろうか。

2010年4月に文部科学省が「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について(通知)」を各都道府県教育委員会等へ出した。この通知は、文部科学省が性同一性障害で悩んでいる児童生徒が存在していることを認め、児童生徒の心情に十分配慮した対応をするように定めた、初めての文書である。2015年4月に文部科学省が発表した「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」という文書内に掲げられている支援の事例として、服装や髪形などの容姿に関するフォローや、体育の授業や更衣室、トイレなど性別ごとに分けられてしまうことに対するフォローなどがある。確かに、掲げられている内容は全て行われるべき支援であると考えられる。しかし、これはあくまでも性同一性障害を抱える児童生徒に対する配慮であって、それ以外のセクシュアリティのことを考慮できていないと考えられる。

### 1.5. 授業における性的マイノリティの取り扱い

こうした状況の中で性的マイノリティについて学ぶ機会をつくるべく、学校現場ではどのような実践が行われているのだろうか。

性的マイノリティに関連する事柄が全ての教科書に掲載されておらず、学習の機会がないことを補うべく、いくつかの教育委員会が人権教育の1つとして性的マイノリティを取り上げ、実践例を掲載・紹介している。

倉敷市教育委員会(2018)は、多様な性の在り方の入り口に当たる授業「性のとびらを開けてみよう」<sup>17)</sup>において、「性のものさし」や「男らしさ/女らしさ」を取り扱い、性の在り方は多様であり、自分もどこかに位置づいていることをまとめている。この授業において、性は枠に当てはまらないことや性の在り方が同じ人はいないことを全体で認識できている点は、性的マイノリティを扱う授業においてあるべき姿であると考えられる。

埼玉県教育局(2017)は、高等学校向けに「性の多様性を考えよう」という指導案を掲載している<sup>18)</sup>。この展開では、性の多様性に触れたのち、当事者のエピソードを読み、グループでエピソードに対する感想や考えた事を発表する、というように進んでいる。このエピソードはあるトランスジェンダーが「女子」という枠組みに苦しみ、カミングアウトをした事例である。この授業において、セクシュアリティの4つの要素や差別用語を取り扱っている点や「シスジェンダー」「異性愛」は普通ではなく、あくまでもひとつのセクシュアリティであることを提示している点は、性的マイノリティを扱う授業においてあるべき姿であると考えられる。

上記のように性的マイノリティを学ぶにあたり、様々な性のラベルを扱い、関連する知識を獲得する授業は多数開発されている。

また、田代ら(2014)は2008年から2012年までの5年間にわたり実践研究を続け、性の多様性を前提とした授業実践を行っている。この研究では、「男/女らしさ」に焦点を当てて展開している<sup>19)</sup>。「らしさ」の強要によって自他の選択肢が狭まってしまうことやジェンダーに関する思いこみの根深さを再実感させている。

以上のことから、先行事例においては、性的マイノリティに関する理解を主題とし、性の多様性・違いを取り上げ、知識を獲得することが目的となっていることがわかる。しかし、1.2.で述べた、現在日本全国に広まりつつあるパートナーシップ制度などの政治制度を取り上げ、社会における実践的な機能の仕組みについて触れている先行事例はない。総務省(2012)が言う「将来を担う子どもたちにも、早い段階から、社会の一員、主権者という自覚を持たせる」<sup>20)</sup>取り組みとして、性的マイノリティに関する授業において知識の獲得だけではなく、パートナーシップ制度といった政治制度を児童生徒に考えさせることに意味があるのではないだろうか。

しかし、聞き馴染みのない単語や政治制度を扱うにあたり、授業の展開に工夫が必要であることから、学習者が学びやすい方法について検討する必要がある。

### 1.6. 学習者の性的マイノリティに対する認識

授業展開を考えるにあたり、性的マイノリティに対する学習者の認識を確認しておきたい。田中ら(2017)のLGBTの知識と理解に関する調査において「LGBTについてどう思うか」という問いに対し、高校生246人の内、約110人が肯定的な意見であり、約40人が「いいとも受け入れたいとも思わない」、約40人が「そういうものには関心がない」、約5人が「受け入れたい」と答えている<sup>21)</sup>。

この回答結果から、世の中には性的マイノリティに対して肯定的な立場と否定的な立場の両者が混在していることがわかる。このことから全員が性的マイノリティを受け入れられることを前提にして授業展開を考えてはいけなことがわかる。

### 1.7. 開発する授業に組み込む要素

1.5.及び1.6.より、新しい授業展開を考えるにあたり、以下2つの要素を組み込んで授業展開を考えていきたい。

- ①性的マイノリティの理解を主題とし、知識を獲得するだけでなく、今後主権者として児童生徒が社会の仕組みを考えることができるよう、パートナーシップ制度を題材とする
- ②学習者の中には、当事者と性的マイノリティに対して否定的な立場をとる児童生徒が混在している

ため適切な授業方法を用いる

はじめに、授業で取り扱う話題と学習者の役割について述べる。今後主権者となる児童生徒に対して、性的マイノリティが他人事ではなく、自分事として考えられるような授業展開の工夫が必要である。パートナーシップ制度は社会のシステムの一部であり、これは当事者だけの問題ではなく、社会全体に関わる問題である。このことから、当事者の立場で考えるのではなく、パートナーシップ制度の政策立案者という立場でこの問題について扱うことで、社会を俯瞰して考えることができるのではないだろうか。また、このような役割を与えることによって、当事者の児童生徒や否定的な立場をとる児童生徒にも受け入れられやすくなると考えられる。

次に、授業展開について述べる。本実践では②の要素を組み込むべく学習者に地方自治体の政策立案者という役割を与え、授業を展開していく。授業で扱う内容が聞き馴染みがないものばかりと思われるため、深く考えることができない恐れがある。これを解決すべくインストラクショナルデザインの1つである GBS（ゴールベースシナリオ）理論を導入することで、授業者側から提示された課題に対して、限られた情報を基に授業者が意図したように思考することができ、より没入感を持って授業に取り組むことができることを期待する。

## 2. 研究の目的と方法

### 2.1. 研究の目的

本研究の目的は、性的マイノリティを扱う授業の中で当事者に対する配慮の欠如をカバーできる新しい制度を提案する課題解決を用いた授業を検討・開発し、筆者が中学校で授業を実践し、その考察を行うことで、作成した教材の有効性と課題を明らかにすることである。

### 2.2. 研究の方法

本研究では、性的マイノリティを題材とする授業において、当事者に対する配慮の欠如をカバーできる新制度を提案する課題解決を用いた授業を実践することでその有効性と課題について明らかにしたい。

研究は以下のように行う。

- ①性的マイノリティを学ぶ過程にパートナーシップ制度を用いた授業を開発する。
- ②授業中の生徒の様子や発言、事後アンケートから授業内容の考察を行い、有効性と課題を検討する。

実践は千葉大学教育学部附属中学校の2年生を対象とする選択社会科において、2019年度前期に開講され

た「社会迷宮（ソーシャル・ラビリンス）から脱出せよ。」の全9時間のカリキュラムにおける2時間で行った。

授業の概要は以下の通りである。

実践校：千葉大学教育学部附属中学校
教科：社会科（選択教科）
対象：中学2年生 15名
時間：50分×2時間（13:10～14:00）
実施日時：1時間目 5月28日（水）
2時間目 6月12日（水）

## 3. 授業の開発

### 3.1. 授業で取り扱う内容について

今回の授業では性的マイノリティについて取り扱う。この授業内では、「男」「女」という性別だけではなく、多様な性があることを知り、性別にとらわれることなく、人それぞれの生き方を許容することができる架空都市づくりを進めていく。その中で、生徒が現状の性的マイノリティに対する配慮や制度について課題を持ち、解決策を協同で考え、提案することを目標とした。

### 3.2. GBS（ゴールベースシナリオ）理論の導入

本研究では、1.7.で先述したように、性的マイノリティ当事者や性の多様性を受け入れられない生徒がいることを前提とし、パートナーシップ制度の政策立案者という役割を与え、独自のパートナーシップ制度を作成することを課題として与え、インストラクショナルデザインの1つである GBS 理論を導入し、授業において活用を試みた。

GBS 理論は、学習目標・使命・カバーストーリー・役割・シナリオ操作・情報源そしてフィードバックの7つの構成要素からなる<sup>22</sup>。本教材における7要素は表1にまとめる。

「学習目標」は授業の目標である。性的マイノリティは何ら特別なものではなく日常生活に関わってくる話題であり、偏りの在る社会制度の影響で当事者が抱えている問題があることに気づき、新規制度の検討・提案を通して当事者に対する差別や偏見をなくすことを目標と設定している。

「使命」は、市役所職員から独自のパートナーシップ制度を提案してほしいと依頼を受け、制度に関するキーワードを押さえながら、市民の声を参考にしてグループごとに「すべての市民が幸せに暮らせる街づくり」を叶えるための新制度案を検討・提案することである。

「カバーストーリー」は、現実世界における制度を考えるのではなく、架空都市のものを考えることによって

多様性について偏見に左右されることなく没入感をもって活動に参加できることをねらい、設定している。また、コマリさんは共同授業者である小牧(2020)が開発したシナリオ型教材に登場する架空都市である七が崎市の市役所職員<sup>23</sup>のことであり、本実践内では生活市民課長という立場を設定している。「七が崎市独自のパートナーシップ制度を提案する」という新たな業務内容に困り、学習者に対して助けを求め、課題を提示する重要人物である。

「役割」は、1.7.で先述したように性的マイノリティ当事者の立場で考えるのではなく、市役所職員から協力を依頼された中学生として活動することである。依頼により、パートナーシップ制度の政策立案者という立場を与えることができるため、性的マイノリティに対する偏見や差別を話し合いに持ち込むことを防ぎ、すべての市民の幸せを追求し、公平に考えることをねらい、設定している。

「シナリオ操作」は、各グループの代表者が4つある「市民の声」をランダムで選択し、新制度案を考える施設を決めるための操作である。

「情報源」は市役所職員のシラベさんが提示するもののみとした。シラベさんは、情報の調査のみに特化した人物であり、課題に取り組む上で必要になる資料を提示する重要人物である。これによって、ゼロベースで新規提案を考えるのではなく、授業者の意図した範囲で考えさせられることが可能である。

「フィードバック」は、各グループが作成した新制度を提案したのち、他グループの受講生からの賛成・反対意見やその理由を募ることである。

表1 本実践における GBS 理論の 7 要素

要素	授業の設計
学習目標	性的マイノリティ当事者とそれ以外を区別することなく、多様性を前提とした制度の提案を行うことで当事者の置かれている状況を知り、差別や偏見をなくす。
使命	市役所職員からの協力依頼を受け、架空都市独自のパートナーシップ制度について市民の声を参考にし、検討・提案を行う。
カバーストーリー	七が崎市役所職員のコマリさんは市民生活課へ異動になり、新たな業務内容に困っている。
役割	市役所職員から協力依頼を受けた中学生
シナリオ操作	各グループの代表者が「市民の声」をランダムで選択する。
情報源	市役所職員のシラベさんからの資料
フィードバック	生徒同士のコメント

### 3.3. パートナーシップ制度の扱い

直接的に性の多様性を学ばない性的マイノリティの授業として、本研究では「制度をつくる」ことを重視した。1.2.で先述した通り自治体によって制度内容は異なるが、今回は初めて施行された渋谷区・世田谷区におけるパートナーシップ制度を本授業内で扱うパートナーシップ制度とした。

このように設定した理由は2つある。1つ目は、「そもそもこの制度が、法的な権利保障が全くない同性カップルに対して、せめて証明書だけでも発行しよう」<sup>24</sup>というパートナーシップ制度が誕生した契機が存在するためである。2つ目は、2019年1月に千葉市で成立した「千葉市パートナーシップ宣誓制度」のように事実婚の異性カップルを含んだパートナーシップ制度を扱ってしまうと、権利擁護の対象である同性カップルを不可視化してしまう恐れがあるためである。

### 3.4. 活動のねらい

本研究の実践では、大きく分けて2つの活動に分けることができる。

1つ目は、パートナーシップ制度に関する知識を得る活動(1時間目)である。この場面では、制度を作るためには関係する知識が必要になることを意識させ、理解を深めさせることを目標とした活動である。

2つ目は、架空都市独自のパートナーシップ制度を提案する活動(2時間目)である。この場面では、七が崎市独自のパートナーシップ制度の目玉であるフレンドリーシップ制度の提案を通して、多様な市民がいる実態に沿った内容を検討し、共生することの大切さを考えさせることを目標とした活動である。

### 3.5. 授業の概要

先述した小牧(2020)に従い、本実践内では「コマリさん」と「シラベさん」は架空都市である七が崎市役所の職員とし、市役所内で困っていることを受講者に提示し、課題を解決してもらおうという形をとった。また、授業者は、シナリオ内ではパートナーシップ制度の実現を懇願していた「ライトさん」として登場し、教室と七が崎市の世界をまたいだ案内役となった。また、コマリさんとシラベさん、ライトさんのセリフを授業補助の大学院生および授業者が読み上げながら、授業を展開した。

授業の実際は表2・3の通りである。

表 2 授業の概要 (1 時間目)

時間	学習内容
6分	事前アンケートを行う。
2分	授業者の自己紹介・話を聞く。
5分	世界観と再会し、コマリさんから課題Ⅰ「パートナーシップ制度及び関連するキーワードに関する資料から、情報を要約し、コマリさんに伝えよ」が提示され、シラベさんから資料が届く。
15分	資料から必要な情報を読み取る (各自)。
12分	資料から読み取ったことを元に共有する (グループ)。
6分	「性的マイノリティ」「LGBT」「パートナーシップ制度」に関するキーワードを全体で共有し、性的マイノリティと LGBT の違いを確認する。
4分	次時の活動を知る。資料についてもっと知りたいことや感想をワークシートに書く。

表 3 授業の概要 (2 時間目)

時間	学習内容
2分	ライトさんからのフィードバックを読む。前時の振り返りを行う。
3分	世界観と再会し、コマリさんから課題Ⅱ「七が崎市における独自のパートナーシップ制度を提案せよ」が提示される。
4分	「市民の声」を選択し、提案する場所が決定する。提案の見本を聞く。
14分	各グループで「市民の声」を元に提案内容を考える。
11分	グループの代表者が提案を行う。賛成・反対を提示する。
1分	コマリさん・シラベさんから、フィードバックをきく。
2分	本時のまとめを聞く。
7分	事後アンケートを書く。

## 4. 授業の実際と考察

### 4.1. 授業の実際

本節では、事前アンケートから読みとれる生徒の実態及び各授業の考察を記述する。

#### 4.1.1. 事前アンケートからわかる生徒の実態

1 時間目冒頭において、生徒の実態を知るべく事前アンケートを行った。アンケートから、受講した 12 名の生徒は性的マイノリティあるいは LGBT という言葉の意味を知っており、内 5 名は具体的なラベル (性自認を表す名前) についても知識を有していた。「性的マイノリティに関する授業を受けた事があるか」という問いに対して 9 名が受けたことがあると答えており、生徒によると、千葉大学教育学部附属小学校 6 年生の時に

認定 NPO 法人 ReBit<sup>25</sup>を招いた講演会があり、性的マイノリティ当事者の講演を聴いたことがあるとのことだった<sup>26</sup>。「性別の違いによる偏見や差別などを見聞きしたことや感じたことがあるか」という質問に対して 13 名が肯定しており、14 名が偏見や差別によって生活しづらい社会だと答えている。受講者は複数ある開講授業から本講座を選択しているため、性的マイノリティに関心の高い生徒が集まったことがわかる。

#### 4.1.2. 1 時間目の授業の実際

本時では、3~5 人ずつのグループに分かれて着席する形をとった。授業者側から座席の指定はせず、好きなように座るよう伝えたと、A グループは 5 人、B は 3 人、C グループは 4 人、D グループは 3 人となった。2 学年の生徒がクラス関係なく混在していたため、リラックスして話ができるように好きな組み合わせでグループを組んでもらった。

1 時間目の目的は、パートナーシップ制度に関する知識を得ることであった。

授業冒頭、コマリさんから、七が崎市にもパートナーシップ制度を導入することを検討していることを告げられる (図 1)。しかし、パートナーシップ制度の立案までには、様々な用語を理解し、それぞれの違いを把握した上で内容の検討に入る必要があることがわかる。コマリさんから、パートナーシップ制度・LGBT・性的マイノリティの 3 つのキーワードについてそれぞれ整理し、教えて欲しいと依頼を受ける。受講者は「情報源」であるシラベさんから「セクシュアリティの 4 つの要素」「セクシュアリティの多様性」「性的マイノリティをめぐる社会情勢」について記載されている既存の資料 1 部<sup>27</sup>と授業者自作の資料 1 部 (図 2) を受け取り、授業者自作のワークシートに資料から読み取れることをまとめた。その後、授業者進行のもと、資料から読み取れた内容を全員で確認し、各キーワードについてコマリさんに伝えた。

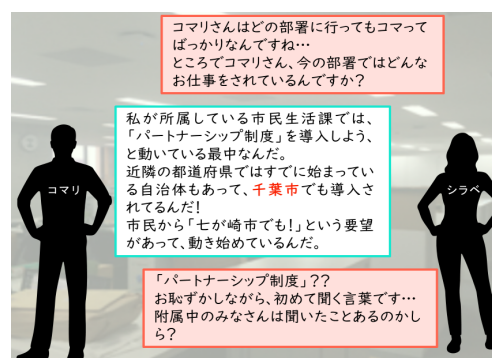


図 1 スライド画面 (1 時間目冒頭)



受講者は、各グループに渡された市民の声から、その施設において性的マイノリティはどのようなことに困っているのか、自分たちの生活の中から探した上で改善すべき点を話し合っていた。A・B・Cグループは市民の声が性別によって施設の使いづらさが問題提起されているものであったため、各施設で性別に関わってくるものの必要性や改善点について議論を進めていた。また、Dグループは市民の声が「学びの場」を求めるものであったため、市役所からはどのような働きかけが多くの市民に対して効果的であるのか、広報の手法について議論を進めていた。どのグループも前時で性的マイノリティやLGBTがどんな人々であるかを捉えられていたため、資料を見返すことなく、意見を交換することができていた。また、性的マイノリティの方を区別することなく提案内容を考えられていたため、性的マイノリティの方にのみに焦点を当てることなく、すべての市民にとってプラスになることを考えられていたことが非常に良い点であったと考える。しかし、市民の声がそれぞれひとりずつの要望を含んだインタビュー内容になってしまっており、複数の立場からの意見をもとに提案を考えさせることができなかった。

以下、各グループの提案内容をまとめる。

Aグループは、電車に関する提案を行った。内容は、「指定席車両をつくる」であり、痴漢被害の防止・混雑緩和・性別を問わないことを理由として挙げていた。

Bグループは、公共施設に関する提案を行った。内容は「車イス用のトイレをつくる」であり、障害者の利用・混雑していなければ周囲の視線を気にせず性別関係なく使用できることを理由として挙げていた。

Cグループは、学校に関する提案を行った。内容は「性別にとらわれない学校づくり」であり、具体的な対策は5つあり、1.アンケートの性別欄の撤廃、2.性別が関係しない定期健診は合同で行う、3.制服を選択性にし、水着と髪形は統一する、4.小学校低学年からのLGBT教育の実施、5.「(背の順などの)男女別〇〇」をなくす、であった。

Dグループは、旅館に関する提案を行った。内容は、「性的マイノリティを学ぶ市民向けの会を公民館などで開き、それを広報紙に掲載する」であり、広報紙はたくさんの方の目に触れる・性的マイノリティについて知らない市民が多いことを理由として挙げていた。

## 4.2. 授業実践の考察

2時間の授業を通して、考察を行う。

2時間目で行った新制度提案について、4.1.1.で述べたように事前知識を有している生徒ならではの想いが込められた内容を見受けることができ、関心の高さを改めて感じる事ができた。しかし、一部の性的マイノリ

ティに対する配慮のみを制度案に組み込んでいるグループも見受けられたことから、提案内容が薄くなってしまったことが課題として挙げられる。また、今回は2時間での実践であったことから、内容の精査にかかる時間を十分に確保することができなかったため、自分たちの生活の中で感じていることを改善点として考えているグループが多数であったことから、視野を広げることができなかったことが今後の課題であると考え。この点においてはGBS理論における「情報源」「フィードバック」が十分に検討できていなかったためだと考える。

「情報源」について述べる。本実践において、同学年の友人とグループを組み、シビアな内容である性的マイノリティに関する制度内容を検討することができた点については生徒個人にとって貴重な機会であったが、提案内容が薄くなってしまった点は提示した「市民の声」の準備不足が原因であると考え。

「フィードバック」について述べる。本実践は、2コマで構成されていたため、提案内容に対してフィードバックの機会を確保することが難しく、異なるグループの受講生からコメントをするのみになってしまったことが問題であると考え。このように複数時間で検討をすることができない場合は、実際に性的マイノリティを取り扱っている市役所担当課職員や当事者の方にその場でフィードバックをいただくことで、生徒の学びをより深いものにできるのではないかと考える。複数時間で検討することができる場合は、お互いの提案内容を検討し合うことや毎時間授業者からのフィードバックを設けることでより多くの情報が得られ、理解が深まるのではないだろうか。

## 4.3. アンケートの考察

2時間目終了後に事後アンケートを行った。4.1.1.で述べた事前アンケートと比較し、考察する。事後アンケート集計結果を以下にまとめる(表4)。

表4から、授業者の口からラベルなど性の多様性を教えていないにも関わらず、生徒は多様な性について知ることができ、性的マイノリティとLGBTの違いについても理解できている。また、全ての生徒が性的マイノリティについて学ぶ必要があり、差別や偏見などの社会問題に目を向けたいと答えている。

しかし、このような授業後であっても友人が性的マイノリティだとわかたら抵抗を感じている生徒や当事者に対して分け隔てなく接することができないと答える生徒が一定数存在していることは事実であることを確認することができた。そのように答えた生徒であっても、自由記述では「この授業を受けてもふつうの人と同じ目で見るとはまだまだ難しいけど、だからと言ってマイナスのイメージを持って接するのはやめようと思った。」

「やっぱり普通に接するのは難しいかもしれないけど、その人のためにも世のためにも普通に接することが大切だと思った。」「もっと性的マイノリティや LGBT についてよく知りたかったです。」という回答があった。このことから、今まで持っていた性的マイノリティへの偏見をなくし、相手のことを思って接していきたいことや今後も性的マイノリティについて学んでいきたいという気持ちの変化を確認することができた。

表4 アンケート集計結果 (N=15)

アンケート項目	とも思う	どちらかといえば思う	どちらかといえば思わない	思わない
2 コマの授業を通して多様な性について知ることができた。	12	3	0	0
性的マイノリティについて説明することができる。	9	6	0	0
パートナーシップ制度について説明することができる。	9	6	0	0
仲のいい友達が性的マイノリティだとわかったら抵抗を感じる。	0	3	2	10
性的マイノリティについて学ぶことは必要である。	13	2	0	0
性別の違いによる偏見や差別などによって、生活しづらい社会だと思う。	8	7	0	0
偏見や差別などの社会問題に目を向けていきたい。	12	3	0	0
もっと性的マイノリティについて知りたい。	7	6	2	0
性的マイノリティの人に対して分け隔てなく接することができる。	7	4	3	1
性的マイノリティと LGBT の違いについて説明することができる。	8	7	0	0

#### 4.4. GBS 理論導入に関する考察

1.7.で述べた2点の問題点が GBS 理論の導入によって、解決に近づくことができたのかについて考察する。

1点目の問題については、事後アンケートから、全ての生徒が「性別の違いによる偏見や差別などによって、生活しづらい社会だと思う。」「偏見や差別などの社会問

題に目を向けていきたい。」という設問に対して肯定的な意見を持つことができた。この結果から、社会における性的マイノリティの現状を知るという点においては解決できたと考える。

しかし、4.2.で先述したように「情報源」「フィードバック」が十分に検討できていなかったため、当事者と性的マイノリティに対して否定的な立場をとる生徒が協同してより濃密な議論を行うことができなかったことは今後の課題である。

2点目の問題については、授業中の生徒の発言や様子・事後アンケートの自由記述から、性的マイノリティに対する差別的な発言は見られなかった。この結果から、否定的な立場をとる生徒と当事者が混在しても内容によっては、共に学ぶことができるという点において解決できたと考えられる。これは、GBS 理論の「カバーストーリー」「使命」によって架空都市が与えられ、「シナリオ操作」によって、性的マイノリティも社会におけるひとつの当たり前であることを考えられるよう、授業を設計することができていたためであると考えられる。

しかし、今回は選択教科として受講者を公募したため、性的マイノリティに比較的关注のある生徒が集まったと考えられる。このことから、通常の学級において実践するにはどのような内容を扱うことがより効果をもたらすのかという課題は残る。

#### 5. 今後の課題

本研究では、性的マイノリティを題材とする授業において、制度をつくる課題解決を用いた授業を実践することでその有効性と課題を明らかにした。

本実践から、性的マイノリティ当事者および性的マイノリティに対して否定的な立場をとる生徒が混在している中であっても、社会のルールであるパートナーシップ制度を扱うことによって、性の多様性を学ぶという切り口ではなく、制度をつくる上では様々な価値観をもつ人が存在することを配慮するという切り口で、結果的に性的マイノリティの現状を知ることができた。また、あくまでも全生徒に性の多様性を受け入れさせたいのではなく、そのような人も社会には存在することを認識させることはできた。このことから本実践方法は、性的マイノリティ当事者および否定的な立場をとる生徒が共存している状況において有効性が期待できる。

しかし、コマリさんに提示された課題に対して新規提案をする形式であるにも関わらず、コマ数の関係上それを考えるための材料が少なくなってしまったため、次回実践時は、性的マイノリティ当事者およびパートナーシップ制度を導入している自治体への取材を重ね、より社会の実態に沿った素材を集め、異なる立場からのインタビュー内容を生徒に提示し、学びを深めていけるよう授

業展開を再検討・開発していきたいと考える。

- 1 三成 (2017)、pp.76-77
- 2 OUT JAPAN Co., Ltd.
- 3 調査概要は、調査対象は全国の20~69歳、有効回答数347,816名、手法はインターネット調査である。
- 4 株式会社LGBT総合研究所 (2019)
- 5 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 (2016)、p.2
- 6 前田 (2018)、p.109  
※は、原文に「アウトティングとは本人の了解を得ずに、公にしている性的指向や性同一性等の秘密を暴露する行動のこと」と注があった。
- 7 自治体により「同性パートナーシップ証明制度」「パートナーシップ証明制度」「パートナーシップ宣誓制度」など呼称が異なるため、本文では「パートナーシップ制度」と統一する。
- 8 OUT JAPAN Co., Ltd. (2020)
- 9 OUT JAPAN Co., Ltd. (2020)
- 10 千葉市 (2018)
- 11 株式会社NTTデータ経営研究所 (2016)、p.3
- 12 調査概要は、調査対象は全国の20~59歳、有効回答数は6,229名、手法はインターネット調査である。
- 13 東京都 (2018)
- 14 電通ダイバーシティ・ラボ (2019)
- 15 調査の対象者は、LGBT当事者およびそうかもしれないと思っていること・調査段階で10~35歳であること・小学生から高校生の間、主に関東地方で過ごしたこと、以上3つの条件すべてに当てはまる者としている。手法はインターネットの無料アンケートサイト「Cube Query」である。アンケートサイトから835名の回答を得たうち、条件に合致する回答者609名について分析を行っている。
- 16 いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン (2014)、p.7
- 17 倉敷市教育委員会 (2018)、pp.5-6
- 18 埼玉県教育局市町村支部支援部人権教育課 (2017)、pp.19-23
- 19 田代ら (2014)、pp.92-96
- 20 総務省 (2012)、p.1
- 21 田中ら (2017)、p.121
- 22 根本・鈴木 (2005)、p.310
- 23 小牧 (2020)、p.75
- 24 OUT JAPAN Co., Ltd. (2020)  
<https://rebitlgbt.org/> (2020年3月21日最終確認)
- 25 実践校は千葉大学教育学部附属小学校からの内部進学者と外部進学者が在籍しているため、講演会に参加経験のある生徒は一部であった。
- 26 埼玉県教育局市町村支部支援部人権教育課 (2017)、pp.27-29

#### 引用文献

- OUT JAPAN Co., Ltd. 「LGBT コラム」  
[https://www.outjapan.co.jp/lgbtcolumn\\_news/out\\_proud/1.html](https://www.outjapan.co.jp/lgbtcolumn_news/out_proud/1.html) (2020年3月15日最終確認)
- OUT JAPAN Co., Ltd. (2020) 「同性パートナーシップ証明制度とは」  
[https://www.outjapan.co.jp/lgbtcolumn\\_news/out\\_proud/PartnershipOath.html](https://www.outjapan.co.jp/lgbtcolumn_news/out_proud/PartnershipOath.html) (2020年3月20日最終確認)
- いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン (2014) 「LGBTの学校生活に関する実態調査(2013)結果報告書」  
<http://sogilaw.org/attachment/cfile8.uf@260C904153733B28023716.pdf> (2020年3月19日最終確認)
- 株式会社NTTデータ経営研究所 (2016) 「国の行政機関が公表したガイドライン等の実態把握のための調査研究報告書」  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000424429.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000424429.pdf) (2020年3月20日最終確認)

- 株式会社LGBT総合研究所 (2019) 「LGBT意識行動調査2019」  
[https://www.daiko.co.jp/dwp/wp-content/uploads/2019/1/191126\\_Release-1.pdf](https://www.daiko.co.jp/dwp/wp-content/uploads/2019/1/191126_Release-1.pdf) (2020年3月18日最終確認)
- 株式会社電通 電通ダイバーシティ・ラボ (2019) 「LGBT調査2018」  
<https://www.dentsu.co.jp/news/sp/release/2019/0110-009728.html> (2020年3月19日最終確認)
- 倉敷市教育委員会 (2018) 「人権教育実践資料3 性の多様性を認め合う児童生徒の育成II」  
<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/secure/114230/siryu3.pdf> (2020年3月19日最終確認)
- 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 (2016) 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード 基本原則」  
<https://gtimg.gtwotokyo2020.org/image/upload/productio/n/dssklepc49zxtatj2a4o.pdf> (2020年3月17日最終確認)
- 小牧瞳 (2020) 「複数の教科に適応可能なシナリオ型教材の枠組みの開発—「コマリさん」と「シラベさん」を用いた教材の提案—、藤川大祐編 千葉大学大学院人文公共学府研究プロジェクト報告書 第357集『人工知能社会における教育に関する実践的研究(2)』、pp.73-83
- 埼玉県教育局市町村支部支援部人権教育課 (2017) 「平成28年度新たな人権課題に対応した指導資料」  
[https://www.pref.saitama.lg.jp/f2218/aratanajinkenkadai\\_internet.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/f2218/aratanajinkenkadai_internet.html) (2020年3月17日最終確認)
- 総務省 (2012) 「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告書概要  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000141751.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000141751.pdf) (2020年3月17日最終確認)
- 田代美江子・渡辺大輔・良香織 (2014) 「ジェンダー・バイアスを問い直す授業づくり：『性の多様性』を前提とする中学校の性教育」、『埼玉大学教育学部教育実践総合センター紀要』、第13巻、pp.91-98
- 田中敏明・貞末俊裕・武谷美咲 (2017) 「LGBTの知識と理解に関する世代間格差」、『九州女子大学紀要』、第54巻2号、pp.115-127
- 千葉市 (2018) 「LGBTを知りサポートするためのガイドライン ~誰もが自分らしく生きることを認め合う社会へ~」  
[https://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/danjo/documents/lgbtguideline\\_r203.pdf](https://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/danjo/documents/lgbtguideline_r203.pdf) (2020年3月17日最終確認)
- 東京都 (2018) 「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」  
[http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki/reiki\\_honbun/g101RG00004975.html](http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00004975.html) (2020年3月20日最終確認)
- 根本淳子・鈴木克明 (2005) 「ゴールベースシナリオ (GBS) 理論の適応度チェックリストの開発」、日本教育工学会論文誌、29(3)、pp.309-318
- 前田邦博 (2018) 「LGBT にとってのバリアとは~福祉のまちづくりの視点から考える~」、『福祉のまちづくり研究』、第20巻第3号、pp.109-112
- 三成美保 (2017) 『教育とLGBTIをつなぐ 学校・大学の現場から考える』、青弓社

#### 謝辞

本講座を選択し、受講して下さった千葉大学教育学部附属中学校の生徒のみなさん、講座設置に携わっていただいた教員の方には授業実践に際しまして、多くのご協力をいただきました。誠にありがとうございました。